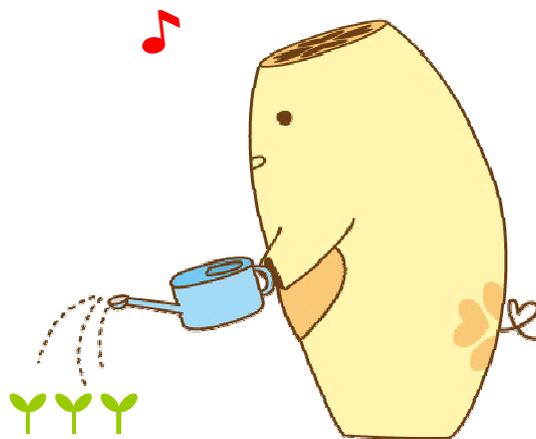


愛西市立小中学校適正規模等基本方針



平成27年2月
愛西市教育委員会

目次

基本方針の策定にあたって	1
1 愛西市の小中学校の状況	
(1) 合併後の人口推移	2
(2) 学級編制及び教職員配置の基準	2
(3) 各小中学校の現状と推移	3
(4) 学校施設の状況	4
2 学校規模及び学校配置の適正化の必要性	
(1) 規模による利点と課題	5
(2) 適正化の要件	6
3 学校規模及び学校配置の適正化に係る具体的な方策	
(1) 学校規模の適正基準	7
(2) 学校規模及び学校配置の適正化を図る手法	7
(3) 学級編制の適正化の考え方	8
4 学校規模及び学校配置の適正化に向けた取組みの留意事項	9

資料一覧

1 愛西市の3区分人口（年少、生産年齢、老年）の推移	10
2 愛西市の出生数と児童・生徒数推移	11
3 学校別児童生徒数・学級数推計（H27～H32）	12
4 学校別〔新入学〕児童生徒数・学級数推計（H27～H32）	13
5 平成26年度愛西市の学級編制表	14
6 学級数規模別学校区分一覧	15
7 愛西市立小学校区・配置図	16
8 愛西市立中学校区・配置図	17

基本方針の策定にあたって

社会環境の変化とともに、価値観が多様化し、地域や家族のあり方、教育をめぐる状況など、子ども達を取り巻く環境も、大きく変化しています。こうした中で、子ども達が多くの時間を過ごす学校教育現場では、さまざまな課題が生じてきております。

本市において、多くの小中学校で小規模化が進んできており、今後ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想ができます。

愛西市教育委員会では、子ども達により良い教育環境を提供するため、学校規模及び学校配置の基本的在り方について、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会へ意見を求めました。

検討委員会は、学識経験者、自治会の代表者、保護者の代表者、学校関係者などから構成されており、平成26年5月から検討がなされました。その集成として、平成27年1月に提案をいただいたところであります。

愛西市教育委員会では、将来を見据え、提案を尊重しつつ、児童生徒が「生きる力」を身に付けられる教育環境を整備し、教育の質の充実を図るという視点に立ち、ここに「愛西市立小中学校適正規模等基本方針」を示すこととしました。

1 愛西市の小中学校の状況

(1) 合併後の人口推移 (資料1)

住民基本台帳により、愛西市が合併をした平成17年から平成26年までの人口推移を見ると、全体の人口としては、67,172人から、65,405人に減少している。そのうち年少人口(0歳から14歳まで)は、10,088人であったのが、8,684人へ減少した。生産年齢人口(15歳から64歳まで)についても、44,313人から38,743人に減少している。一方、老年人口(65歳以上)は、12,771人から17,978人に増加している。つまり、年少人口、生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は増加している状況である。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、愛西市の平成27年から平成47年までの人口比率推移は、年少人口(0歳から14歳まで)が13.2%から10.2%、生産年齢人口(15歳から64歳まで)は58.3%から57.1%へと減少が見込まれている。一方、老年人口(65歳以上)は、28.5%から、32.7%に増加する。総人口を比較すると、63,499人から53,086人へと推移していく。

このように、今後の愛西市は年少人口と生産年齢人口の比率が減り、老年人口の比率が増えていく傾向にあると推定できる。

(2) 学級編制及び教職員配置の基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条では、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。」としている。

学級編制基準では、小学校の単式学級について、1学年は国・県共に35人以下で1学級である。2学年については、国の基準では40人以下で1学級、県の基準では35人以下で1学級である。3学年以上では国・県共に基準は40人以下で1学級である。

愛西市の小学校では、1・2学年は35人以下で1学級、3学年以上は40人以下で1学級である。複式学級では、ふたつの学年の計が16人以下で1学級、1年生を含む場合は8人以下で1学級、特別支援学級は8人以下で1学級としている。

学級編制基準における中学校の単式学級では、1学年は国の基準では40人以下で1学級、県の基準では35人以下で1学級である。2・3学年では国、県ともに基準が40人以下で1学級である。

愛西市の中学校では、1学年は35人以下で1学級、2・3学年では40人以下で1学級である。複式学級では、ふたつの学年の計が8人以下で1学級である。特別支援学級は8人以下で1学級である。

教職員定数配置基準では、小学校は通常学級と特別支援学級を合わせた学級数により教職員の配置数が決まる。中学校では通常学級数と特別支援学級数それぞれに応じて教職員の配置数が決定する。なお、配置数に事務職員及び養護教諭は含まれない。

学校規模についての法令上の定義について、学校教育法施行規則の第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」としている。第79条で中学校に準用する旨を規定している。この定義から国が定める適正規模とは、小学校では1学年で2学級から3学級までが適正規模であり、中学校では1学年で4学級から6学級までが適正と理解できる。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の第4条において、「法 第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする」とある。

- ・学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- ・通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

※法 第3条第1項第4号とは、「公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費2分の1を国が負担する」内容である。

(3) 各小中学校の現状と推移

出生数と児童生徒数推移調査によると、小学校の児童数は平成17年が4,256人に対し、平成26年では3,603人と大きく減少している。中学校の生徒数は平成17年が1,903人なのに対し、平成26年では2,178人に増加している。しかし、今後は小学校の児童数が減少傾向にあるので、徐々に減少していくと予想される。(資料2)

平成27年から平成32年の学校別児童生徒数推移に目を向けると、特に

減少が著しい学校がある。平成29年には開治小学校の児童数が100人以下となり、平成31年には八輪小学校の児童数が100人以下となる見込みである。（資料3）そして、10人前後で1学年、1学級になる年がでてくる。（資料4）

小中学校学級数は、平成26年の小学校の通常学級数は124学級で、平成32年には107学級となり、今後6年のうちに17学級減少すると見込まれる。中学校では平成26年の通常学級は64学級で、平成32年は50学級となり、今後6年のうちに14学級減少すると見込まれる。（資料3）

現在、立田北部小学校、立田南部小学校、八輪小学校及び開治小学校は、全学年単学級となっている。（資料5）また、西川端小学校は平成30年に、市江小学校は平成31年に、八開中学校は平成31年に全学年単学級となる見込みである。（資料3）

そして、平成32年までの学級規模別学校数の推移は、小学校では過小規模校（5学級以下）は福原分校の1校、適正規模校（12学級から18学級まで）が佐屋小学校、永和小学校及び北河田小学校のわずか3校で、小規模校（6学級から11学級まで）が9校となる見込みである。中学校では過小規模校が八開中学校の1校、適正規模校がわずかに佐屋中学校の1校で、小規模校が4校になる見込みである。（資料6）

今後の愛西市の小中学校の推移は、少子化と過疎化による児童生徒数の減少によって、必然的に小規模化が進んでいくと予想される。

（4） 学校施設の状況

愛西市の地区別の学校数は、小学校では、佐屋地区の4校、立田地区の2校と福原分校、八開地区の2校、佐織地区の4校である。（資料7）

また、中学校については、佐屋地区の2校、立田地区の1校、八開地区の1校、佐織地区の2校である。（資料8）

校舎の構造は、全ての小中学校が鉄筋コンクリート造であり、建築年は、昭和40年代から50年代に集中しており、それぞれの学校に体育館を併設している。

建物の耐用年数の基準は、従来、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で、鉄筋コンクリート造の学校又は体育館用の耐用年数は60年であった。その後、平成10年の改定で47年となっている。

また一方で、社団法人日本建築学会の昭和63年「建築物の耐久計画に関

する考え方」によれば、建物全体の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造の学校の場合、普通品質で50年から80年まで、高品質の場合は80年から120年までとされている。

2 学校規模及び学校配置の適正化の必要性

(1) 規模による利点と課題

愛西市の小学校12校（福原分校を除く）では、児童数112人、8学級の学校がある一方で、児童数648人、22学級の学校もある。また、中学校6校では、生徒数133人、5学級の学校がある一方で、生徒数824人、25学級の学校もある。そのため、児童生徒のより良い教育環境の確保、地域との関わり、学校施設の老朽化の対応に十分配慮しなければならない。そこで、児童生徒の視点に立って、学習・生活面、教育面、学校運営面の利点(メリット)や課題(デメリット)を市内小中学校の現状や他自治体の検討結果を参考にしながら次のようにまとめた。

○小規模校における利点と課題

	利点(メリット)	課題(デメリット)
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒間のコミュニケーションや人間関係が深まる。 ・児童生徒全員の状態が把握しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の交換が少なく、共学心が沸きにくい。 ・クラス中での競争心がなくなる。 ・クラス替えがないため、仲間関係が変わらない。 ・部活動の選択肢が限られる。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・個性や特性に応じたきめ細やかな指導ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事などの種類が限られ、学校の活性化が図りにくい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数に対して、特別教室・体育館・運動場の割り当てが多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の取組みや教材等の研究・意見交換が少なくなる。 ・PTAや地域への負担が大きくなる。 ・ある程度の学級数がないと、教科ごとの専任科目の教職員の人数が足りない。 ・競技会の練習で人数が足りない。

○大規模校における利点と課題

利点（メリット）		課題（デメリット）
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの出会いから様々な経験ができ、忍耐力や包容力を身に付ける機会に恵まれやすくなる。 ・集団の中で仲間から刺激を受け、認め合い、協力し、高め合うことで成長できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静かで落ち着いた生活環境ができあがりにくくなる。 ・児童生徒一人ひとりに目が届きにくくなり、生徒指導や健康状態の把握が難しくなる。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や学習活動で集団の力が発揮され、学校が活性化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の学習進度の調整、指導方法の徹底が難しくなる。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年に複数の教員が配置され、学年としての取り組みや教材の協議ができる。 ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教職員配置をしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整や連携が不十分となりやすく、学校内の教育目標や活動の一貫性に欠ける可能性がある。

※大規模校については他自治体の検討結果を参考に作成。

（２）適正化の要件

教育の公平性、機会均等の観点から、学校の規模、通学距離・時間、教育施設・設備など平等に提供されることが望ましい。しかし、本市では児童生徒数や学級数、通学距離などに大きな学校間較差が生じている。

今後は、児童生徒、教職員、学校運営面の課題を解消し、より充実した教育環境を構築するために次の点に配慮して、適正化をめざす必要がある。

ア 児童生徒の望ましい集団生活を通して、学力定着、学習意欲向上、規律や協調性、競争心、コミュニケーション能力が育まれるような学級規模・人数にする。

イ 児童生徒の通学距離・時間等に配慮し、心身の負担を軽減する。

ウ 授業の改善や指導法等の研究を充実させるために、同じ学年での情報交換や研究協議などができる環境を作る。特に中学校では、各教科担当教員と教科によっては複数の担当教員が配置される必要がある。

エ 学校、PTA、地区の地域性や歴史に十分配慮して将来の学校像を考える。

3 学校規模及び学校配置の適正化に係る具体的な方策

(1) 学校規模の適正基準

適正配置及び規模の適正化に係る基本的な考え方として、学校教育法施行規則第41条及び第79条、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条、旧文部省助成課資料などを参考に検討を行った結果、本市小中学校の適正基準は、次のとおり定義する。

	小学校	中学校
過小規模校	～5学級	～5学級
小規模校	6学級～11学級	6学級～8学級
適正規模	12学級～18学級	9学級～18学級
大規模校	19学級～30学級	19学級～24学級
過大規模校	31学級～	25学級～

(2) 学校規模及び学校配置の適正化を図る手法

適正規模及び配置を図る手法として、過小規模校、小規模校を中心に、学級数、児童生徒数の推移を見ながら、統廃合、小中一貫教育、通学区域、通学方法について検討を行う。

ア 学校の統廃合

今後の学級数、児童生徒数の推移を踏まえ、異学年との交流や職員同士の情報共有などのメリットを総合的に考えた場合、適正化の方策として適した手法の一つであると考え。しかし、学区間の整合性、地域の歴史や思いなどに十分配慮する必要がある。

イ 小中一貫教育

小中一貫教育として、児童生徒数の少ない小中学校を統合し新しい学校を新設する「施設一体型」や施設はそのままに小中9年間を通したカリキュラムを組み、児童生徒同士や教職員同士の交流を行う「施設分離型」などがある。愛西市としての小中一貫教育による適正化を保護者や地域の理解を得ながら考えていく必要がある。

ウ 通学区域の再編

通学区域の再編は、適正規模の基準を満たさない学校と隣接の学校の学校区を一部見直すことによって学校規模の適正化を図る手法と考える。し

かし、通学距離や安全性、旧町村の地域性を十分に考慮し、慎重に検討する必要がある。

エ 通学方法

施設費の国庫負担基準では、小学生の通学距離はおおむね4キロメートル以内とある。しかし、2キロメートルの範囲でも低学年児童には通学時間が1時間近く掛る所もあり、小学生の通学距離としては広範囲であると考ええる。したがって、愛西市独自の基準を定め、通学距離が長い児童に対してスクールバスを運行する必要性や、安全かつ心身の負担を軽減する通学路の改善の検討が求められる。

(3) 学級編制の適正化の考え方

ア 下限について

小学校では、集団生活を通して規律や協調性、競争心、コミュニケーション能力等を育てられる人数を想定し、検討を進めた。

現在、1・2学年の時点で1学級の児童数が36人であると2学級になることから、少なくとも1学級に18人程度の人数が望ましいと考えられる。よって、小学校の下限を6学級（1学級×6学年、児童数は108人程度）とする。

中学校では、教科専門の教員が配置出来ないことや、部活動、集団的な活動が制約されることなどの課題が生じている。

1学年の時点で1学級の人数が36人であると2学級になることから、1学級18人程度の生徒数で単学級でないことが望ましい。よって、中学校の下限を6学級（2学級×3学年、生徒数は108人程度）とする。

イ 上限について

小学校では、1校あたり30学級とする。また中学校では、1校あたり24学級とする。愛西市の児童生徒数や学級数の推移では今後、減少していく見込みであるため、現時点で検討の必要がないと考える。

ウ 上記以外の学校の取り扱い

愛西市では、適正規模の基準を満たさない学校であっても、創意工夫をしながら学校づくりが行われている状況である。適正基準を満たさないから、ただちに不適切であると結論づける必要はない。今後の児童生徒数の推移や社会性を育てられる環境などを考えながら、望ましい学校規模に向けて統廃合や小中一貫教育、通学区域の再編、通学方法等の検討をする。

4 学校規模及び学校配置の適正化に向けた取組みの留意事項

適正規模化の取組みは、学校と地域との連携、交流の場として地域コミュニティの醸成に果たしてきた役割や歴史的経緯、地理的条件などの地域事情に十分配慮する必要がある。

そして、教育行政施策・教育行財政制度にも目を向けるとともに、地域の特性や将来の動向を見極めながら、学校施設の複合化・統廃合後の教育財産の活用など新たな視点に立った検討も期待されている。

愛西市として、今まで築きあげてきた教育成果を大切にしながら、児童生徒の育ちを最重要目標に掲げ、次代を創る力を育てるための教育環境整備を地域住民と一丸となり計画的に進めていく。

おわりに

少子化や核家族化、地域のコミュニティの希薄化など、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化している中、愛西市教育委員会は、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会から提案を受け、学校規模及び配置の適正化に関して検討したところ、概ね共通した理解を持つこととなりました。

なお、学校の規模及び配置については、当該校の児童生徒、保護者、地域住民の十分な理解と互いの共通の認識の下に協議を行い、地域の実態に合わせ、円滑な推進を図っていきます。